諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１８年８月１８日（平成１８年（行情）諮問第２７１号）
答申日：平成１９年３月３０日（平成１８年度（行情）答申第４９５号）
事件名：福岡拘置所の非常電鈴装置の取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項等が記載された文書の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

福岡拘置所の非常電鈴装置の取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項等が記載された文書（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成１８年５月２４日付け福管総発第２１４号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

審査請求人が，開示を求める部分とは，福岡拘置所が「総合監視卓警備システム及び矯正施設用電気設備工事標準図平成１３年版等に係る非常電鈴装置等を含む警備機器等を悪用しては居室内一定箇所で異常音を発生させている部分」である。

東京拘置所には，非常電鈴装置，非常電鈴受信盤及び同副受信盤に関する取扱説明書，機器完成図が存在し，福岡拘置所においても，これらの文書が存在することは疑いない。

原処分は違法で，取り消されるべきであり，開示決定を求める。

第３　諮問庁の説明

１　本件審査請求に至る経緯は，次のとおりであった。

審査請求人は，平成１８年１月１７日受付開示請求書により，処分庁に対し，「福岡拘置所の非常電鈴装置の取扱説明書，取扱マニュアル，操作

方法，注意事項等が記載された文書及び仕様書，図面，設計図，使用機器等一覧表」の開示請求をしたところ，処分庁は，同年２月６日付けで，福岡拘置所が保有する非常電鈴装置に係る文書として，「仕様書」及び「図面」が存在することを情報提供するとともに，これらを本件対象文書として特定してよいか意思確認を求めた。これに対し，審査請求人は，「仕様書」及び「図面」で特定して構わないが，「取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項等が記載された文書」については請求を維持する旨回答してきたため，処分庁は，法１０条２項の規定に基づき，開示決定等の期限の延長を行った上で，同年５月２４日付け不開示決定通知書により，本件対象文書について作成又は取得しておらず，存在しないため不開示とする決定を行ったところ，審査請求人は，同年６月２２日受付審査請求書により，本件対象文書の開示を求めたものである。

２　本件審査請求に係る「非常電鈴装置」は，いわゆる「非常ベル」のことであり，施設の職員が端末のスイッチを押すことにより処遇部門内のベルが鳴り，操作箇所がランプにより表示されるという，いわば玄関ブザーの発展形のようなものである。したがって，非常電鈴装置の取扱方法は，必要なときにボタンを押すという行為のみであり，説明書やマニュアルを必要とするような操作はなく，また，構成部品等の構造についても極めて単純なものであることから，同所では，同装置の更新整備に際し，メーカー側から取扱説明書等を一切取得していない。

３　以上のことから，本件対象文書については作成又は取得しておらず，存在しないため，不開示とした原処分は妥当であると認められ，本件審査請求には理由がないことから，本件審査請求を棄却すべきであると思料する。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成１８年８月１８日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年１０月１６日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　同年１１月８日　　審議
⑤　平成１９年２月８日　　諮問庁の職員（法務省矯正局成人矯正課企画官ほか）からの口頭説明の聴取
⑥　同年２月２０日　　審査請求人から補充意見書及び資料を収受
⑦　同年３月７日　　審議

⑧　同月２８日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書の存否について

審査請求人は，本件対象文書が存在するはずである旨主張するが，諮問庁は，本件対象文書の不存在を主張しているので，以下その存否について検討する。

この点に関し，諮問庁は，理由説明書及び口頭説明において，おおむね次のとおり説明する。

（１）非常電鈴装置の取扱いは，必要なときにボタンを押すという行為のみであり，説明書やマニュアルを必要とするような操作はなく，構成部品等の構造も極めて単純なものであることから，福岡拘置所では，同装置の更新整備に際し，メーカー側から取扱説明書等の文書を一切取得していない。

（２）非常電鈴装置の発報状況を表示する非常電鈴受信盤は，平成７年度に総合警備システムが更新整備された際に併せて更新され，その後，平成１６年度に更新されているが，同受信盤は総合警備システムの一部をなすものであるため，更新時に独自の取扱説明書等の文書を取得していない。また，非常電鈴副受信盤については，平成７年度に新設されて以来，現在まで更新されていないが，新設時に取扱説明書等の文書を取得しているか否かについては，仮に業者から取得していたとすれば，契約締結時の支出関係書類として取得した可能性があるものの，当該取扱説明書等が含まれている可能性のある平成７年度の「支出関係書類」ファイルは，保存期間（５年）満了により廃棄済みであることから，それを確認できない。

なお，非常電鈴受信盤及び同副受信盤は，非常ベルが発報した場合にその場所を表示するだけの装置で，非常電鈴装置と同様，取扱説明書等が必要になるものではない。

また，当審査会において，事務局職員をして確認させたところによれば，福岡拘置所で，「支出関係書類（支出計算書，証拠書類，添付書類）」ファイルその他の関係行政文書ファイル，担当職員の机・キャビネットを探索した結果，本件対象文書を発見できなかったとのことであった。

本件対象文書を現に保有していないとする諮問庁の上記説明に特段不自然・不合理な点は見当たらず，他に当該説明を覆す事情も認められないところ，福岡拘置所における本件対象文書の探索の結果も併せ考えると，福岡矯正管区において本件対象文書を保有しているとは認められない。

２　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，東京拘置所の非常電鈴装置，非常電鈴受信盤及び同副受信盤に関する取扱説明書が別途開示されており，福岡拘置所においても取扱説明書が存在するはずであると主張する。

この点については，諮問庁の口頭説明の結果によれば，東京拘置所の非常電鈴設備は，平成１４年の同所の改築に伴い，非常に高機能の設備になり，その機能等を把握するため，特に取扱説明書を取得する必要が生じたものであるが,福岡拘置所の非常電鈴装置は,機能等が単純なものであり，既設の装置と異ならないため，取扱説明書等を取得する必要もなく，取得しなかったとのことであって，当該説明に特段不自然・不合理な点は見当たらず，他に当該説明を覆す事情も認められないので，審査請求人の主張は採用できない。

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

３　本件不開示決定の妥当性

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，福岡矯正管区において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　矢崎秀一，委員　村上裕章，委員　吉岡睦子